

新発田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月22日

条例第47号

改正 平成29年3月13日条例第11号

平成31年3月13日条例第6号

令和元年9月27日条例第9号

令和2年3月12日条例第8号

(一部未施行)

令和3年3月15日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成29条例11・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平成29条例11・一部改正)

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第5条第1項の改正規定は、平

成29年5月30日から施行する。

附 則（平成31年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の3の項、9の項及び15の項の改正規定は、平成31年6月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第9号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第8号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（平成31条例6・令和元条例9・令和3条例3・一部改正）

機関	事務
1 市長	日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	新発田市借上げ住宅規則（平成17年新発田市規則第19号）による借上げ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	新発田市子ども医療費助成に関する条例（平成8年新発田市条例第19号）による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	新発田市社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担軽減助成実施要綱（平成19年新発田市告示第183号）による利用者負担軽減のための助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	新発田市介護サービス利用者負担に係る助成実施要綱（平成24年新発田市告示第207号）による利用者負担の助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	新発田市子ども・子育て支援法施行細則（平成28年新発田市規則第3号）による利用者負担額の決定に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	新発田市立保育園給食費徴収規則（令和元年新発田市規則第18号）及び新発田市立幼稚園給食費徴収規則（令和元年新発田市教育委員

	会規則第7号)による給食費の決定に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	新発田市第3子以降保育料等助成事業実施要綱(平成26年新発田市告示第189号)による助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	新発田市保育園等第3子以降給食費助成事業実施要綱(令和元年新発田市告示第77号)による助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年新発田市条例第10号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	新発田市重度心身障害者医療費助成条例(昭和62年新発田市条例第7号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
12 教育委員会	新発田市就学援助規則(平成17年新発田市教育委員会規則第4号)による就学に必要な経費を支給することに関する事務であって規則で定めるもの
13 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

(平成29条例11・全改、平成31条例6・令和元条例9・令和2条例8・令和3条例3・一部改正)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

3	市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4	市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5	市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6	市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7	市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8	市長	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9	市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

10	市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者福祉保健手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12	市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13	市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14	市長	介護保険法（平成9年法律第123号）	外国人生活保護関係情報であって規則で

	による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの
15 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則

		<p>で定めるもの</p> <p>(3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 特別児童扶養手当等の支給に関する</p>
--	--	--

		<p>る法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
18 市長	新発田市借上げ住宅規則による借上げ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
19 市長	新発田市社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担軽減助成実施要綱による利用者負担軽減のための助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
20 市長	新発田市介護サービス利用者負担に係る助成実施要綱による利用者負担の助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 介護保険給付等関係情報であって</p>

		規則で定めるもの (4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	新発田市子ども・子育て支援法施行細則による利用者負担額の決定に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	新発田市重度心身障害者医療費助成条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
24 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	新発田市就学援助規則による就学に必要な経費を支給することに関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

（平成29条例11・全改、令和3条例3・一部改正）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下「学校保健医療関係情報」という。）であって規則で定め

			るもの
2 市長	日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健医療関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	新発田市就学援助規則による就学に必要な経費を支給することに関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (6) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの